

奨学金給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人杜の邦育英会(以下「この法人」という。)奨学金給与事業における奨学金給与方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の奨学生となるものは、宮城県内に居住もしくは宮城県内の大学等に在学している学生生徒で、学業、人物とも優秀であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は、次に挙げるものとする。

- 一、高等専門学校生(本科)
- 二、高等専門学校生(専攻科)
- 三、短期大学生(本科)
- 四、短期大学生(専攻科)
- 五、大学奨学生
- 六、大学院奨学生(専門職学位課程)
- 七、大学院奨学生(修士課程・博士課程)

(奨学金の給与期間及び金額)

第4条 奨学金を給与する期間は、原則、採用学年次から大学院博士課程(前期)または修士課程修了までとする。

2 前項の期間に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-------------|
| 一、高等専門学校生(本科) | 月額 80,000円 |
| 二、高等専門学校生(専攻科) | 月額 120,000円 |
| 三、短期大学奨学生(本科) | 月額 80,000円 |
| 四、短期大学奨学生(専攻科) | 月額 120,000円 |
| 五、大学奨学生 | 月額 120,000円 |
| 六、大学院奨学生(専門職学位課程) | 月額 120,000円 |
| 七、大学院奨学生(修士課程・博士課程) | 月額 140,000円 |

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第5条 奨学生志望者は、この法人宛の奨学生願書に在学する大学等の推薦書及び在学証明書を添えて、この法人に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て、代表理事が決定し、その結果を在学する大学等を経て本人に通知する。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別な事情があるときは2ヶ月以上を合わせて交付することができる。

2 奨学金の交付は、直接本人に送金して行なうものとする。

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況報告)

第9条 奨学生は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を代表理事宛に提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- 一、休学、復学、転学または退学したとき
- 二、停学その他の処分を受けたとき
- 三、氏名、住所等が変更したとき

(奨学金の停止)

第11条 奨学生が休学し、また長期にわたって欠席したときは奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により奨学金の交付を停止された者が、その事由が止んで在学する大学等を経て願

出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号に該当すると認めるときは、在学する大学等の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- 一、傷疾病等のため成業の見込みがなくなったとき
- 二、学業成績または操行が不良となったとき
- 三、奨学金を必要としない理由が生じたとき
- 四、前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- 五、在学する大学等で処分を受け学籍を失ったとき
- 六、その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生はいつでも、在学する大学等を経て、奨学金の辞退を申し入れることができる。

(奨学生の指導)

第15条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応ずる適切な指導を行なうものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2014年7月1日から施行する。(2014年6月11日理事会議決)。

附 則

改正後の規程は、2018年1月29日から施行する。(2018年1月29日理事会議決)。

附 則

改正後の規程は、2019年7月1日から施行する。(2019年5月29日理事会議決)。

附 則

改正後の規程は、2023年7月1日から施行する。(2023年5月26日理事会議決)。

附 則

改正後の規程は、2025年4月1日から施行する。(2025年2月7日理事会議決)。

附 則

改正後の規程は、2025年9月1日から施行する。(2025年8月25日理事会議決)。

附 則

改正後の規程は、2026年6月1日から施行する。(2026年5月22日理事会議決)。